

ー重要なお知らせー

継続事業ガイドライン【2026-27 年度（富山年度）より運用予定】

【継続事業の原則】

クラブが事業を展開し一定の効果を確保するためには、複数年の継続的活動（以下、「継続事業」という。）を容認すべきであるとの意見などがあるなか、ロータリー活動の活性化資金として利用されるべき補助金が、新しいクラブ事業を立案することなく特定の事業を毎年継続することは、地区補助金の原則的な理念に則していないことや人道的プロジェクトなどにおいては、同じ支援が続いてしまうことで継続的支援がないと生活や活動ができなくなってしまう状況を作り出さないために受益者の自立の妨げを回避するためとして、ロータリー財団の補助金はその利用を制限する指導があります。よって、ロータリー財団の地区補助金「授与と受諾の条件」に基づき、地区補助金の対象となる事業として継続事業は原則として申請することはできません。なお、継続事業とは次の事業のことです。

【継続事業の定義】

継続事業とは、複数年連続して実施する次の3つの事業類型の一つに該当する活動です。

- A) 同一受益者で同一事業の場合
- B) 同一受益者で異なる事業の場合
- C) 異なる受益者で同一事業の場合

※継続事業の具体例：連続して実施される「〇〇ロータリー杯」のようなスポーツ関連の冠事業、公共施設などへの物品の寄贈(会員の積極的参加のない寄贈)、フードバンクへの継続的支援などです。

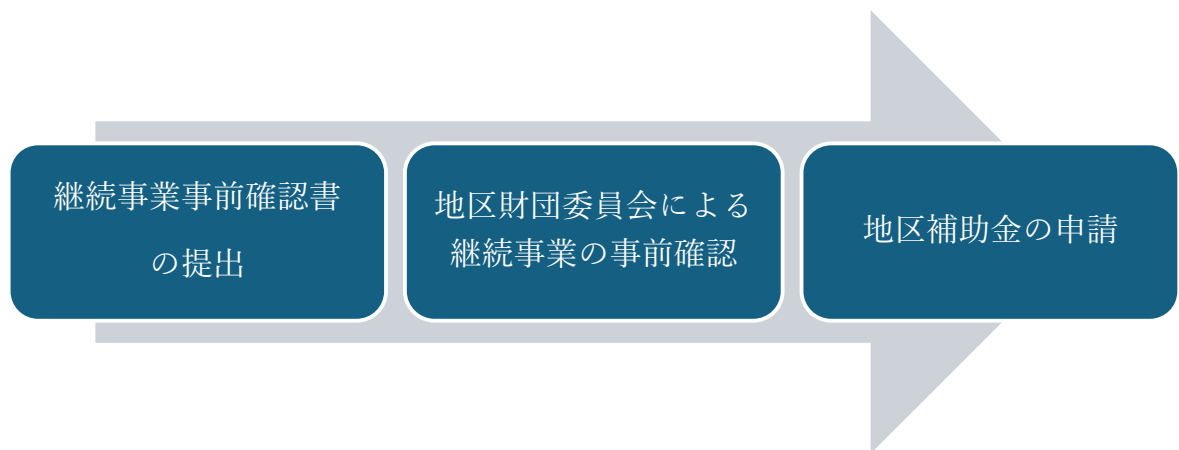
※地区財団委員会は各クラブにより実施されている継続事業を否定するものではありません。あくまでも地区補助金制度において申請を制限することとなります。よって、制度の枠を超えて実施する場合は、個人寄付やクラブ拠出金により事業を継続してください。

【継続事業に対する弾力的運用について：「継続事業事前確認制度」】

上記の原則を遵守しつつ、各クラブの活動実施状況に鑑み、当地区財団委員会では継続事業に対して許される範囲で補助金を活用すべきとの判断のもと、弾力的運用に努めます。よって、「継続事業事前確認制度」において地区財団委員会が継続事業の認定基準に基づき審査し、連続して最長3か年度を限度として例外的に実施できる制度を設定します。

[継続事業事前確認制度の申請フロー]

継続事業として申請する内容を事前に確認させていただき、財団委員会の事前確認後に、地区補助金システムにおいて申請します。事前確認の受付期間は別に定めます。



【継続事業の認定基準】

継続事業を事前確認するための書式「継続事業事前確認申請書」において、次の事項について申請します。

A) 継続的に取り組まなければならない必要性の確認

実施規模や長期対応の必要性など単年度では実施不可能な理由などを確認します。

B) 継続期間の確認

事業完了までの期間（年数を明示）、複数年度かけて達成する期間目標を具体的に記入することが必要です。また、事業開始の次年度以降は、地区補助金の申請において「～年度計画における～年度目」と必ず表記してください。なお、連続して実施できる期間は最長3か年度とします。

C) 持続可能性の確認

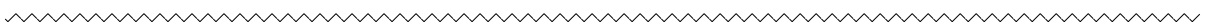
事業において、ロータリーにおける持続可能性の必要がある事業について確認しますが、必須ではありません。

③ 実施期間と再申請について

原則に従い単年度の実施事業を申請するクラブとの公平性を考慮し、継続事業として認定された事業は、3 か年度連続の場合その後3 か年度、2 か年度連続の場合はその後2 か年度、同一の継続事業に地区補助金の申請をすることはできないことをご了承ください。

④ 運用開始について

この継続事業に対する運用は2026－27年度の富山年度より開始予定です。なお、継続事業の始期においても同年度からとし、遡及しません。



【参考資料】 継続事業が制限されるべき根拠となる規定文

1. 『ロータリー財団 地区補助金 授与と受託の条件』 P2

「2. 受領資格のない活動および支出」の

「D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。」

2. 『ロータリー章典』2023 年 10 月版 P35～P38

第8条の第40節 社会奉仕の基本原則

第8条の第40節の第1項 社会奉仕に関する1923 年の声明

社会奉仕とは、ロータリアンひとりひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。この奉仕の理想の適用を実践する中で、多くのロータリークラブはさまざまな社会奉仕活動を開発し、会員に奉仕の機会を与えてきた。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕―「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

2) 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人の代表および地域のリーダーとして、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。まず第1 に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。第2 に、自分たち

のあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

3) RI は次の目的のために存在する団体である。

a) ロータリーの奉仕の理念の擁護、育成および全世界への普及。

b) ロータリークラブの設立、奨励、援助および運営の管理。

c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI 定款に掲げられているロータリーの目的の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それ
もなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなもの
を、後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としている
ものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするもので
なければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励する
ためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとす
る。

5) 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRI は、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを禁じたりすることは絶対にしてはならない。

6) 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその

仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。

b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援すべきではない。

c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標とすべきではないが、ロータリーの影響力を拡大する方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにすべきであり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すべきではない。

e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられるほかのすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかかっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであ

るからである（2012 年1 月理事会会合、決定158 号）。

出典：RI 国際大会議事進行23-34、26-6、36-15、51-9、66-49。2007 年6 月理事会会合、決定226 号、2012 年1 月理事会会合、決定158 号により改正

3. 『ロータリー章典』2023 年 10 月版 P38～P39

第8条の第40節の第2項 社会奉仕に関する1992年の声明

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアンひとりひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。この奉仕の理想の適用を実践する中で、各ロータリークラブはさまざまな社会奉仕活動を開発し、会員に奉仕の多大なる機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。

社会奉仕は、ロータリアンひとりひとりが「超我の奉仕」を実践する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリークラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

[1) ～9) 省略]

10) 適切であれば、地元地域社会、奉仕団体、その他諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリークラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリークラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの目的を推進し、参加を望むロータリアンやロータリークラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜、提案する責務を負っている

(2003年5月理事会会合、決定325号)

出典：規定審議会92-286

※文章の下線は財団委員会にて加筆した。

※「第8条の第40節の第1項 社会奉仕に関する1923年の声明」は1923年に開催されたセントルイス国際大会に提出された**第34号議案で「決議23-24」**と言われる有名な歴史的文書である。この決議文はロータリーの目的に基づくすべての実践活動における指針であると同時に、ロータリーの2つのモットー（「超我の奉仕」と「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」）をロータリー哲学として確定した重要な文献である。

※「第8条の第40節の第2項 社会奉仕に関する1992年の声明」は1992年1月にアメリカ・カリフォルニア州オレンジ郡アナハイムにて開催された規定審議会において採択された声明。

当地区財団委員会はロータリー章典第8条の「クラブのプログラム」に基づき、各クラブが取り組むあらゆる事業を尊重し、その上で地区補助金制度を運用することに努めています。

第8条の第10節 活動に関するクラブの自治性

クラブは、地元地域のニーズに応じて独自のプログラムを開発すべきである。クラブのために特定の奉仕プロジェクトやプログラムを提唱したり、指示したりすることは、RI のプログラムの範囲内ではない。

ロータリーの基本原則は、加盟クラブの実質的な自治である。

クラブに対する組織規定および手続きによる制限は必要最小限に留め、ロータリーの根本的かつ独自の特徴を保持する。その規定の範囲内において、特にクラブレベルでは、RI の方針の解釈および実施に最大限の柔軟性が適用される。

(2016 年4 月理事会会合、決定157号)

出典：1927 年5～6 月理事会会合、決定14 (b)(3)項、1958 年5～6 月理事会会合、決定202 号、1963 年1 月理事会会合、決定90 号。2004 年11 月理事会会合、決定59 号、2016 年4 月理事会会合、決定157 号により改正